

令和6年能登半島地震 災害義援金 申受要領

1. 義援金の寄贈先

義援金は、被災した商工会議所ならびに商工会議所連合会に寄贈されます。

2. 義援金の使途

被災地域の復旧の遅れは、当該商工会議所地区の経済に悪影響を及ぼすことから、本義援金は、寄贈先の被災商工会議所において、主に以下の目的のため活用されます。

- (1) 被災事業者の事業再開
- (2) 被災商工会議所の再建
- (3) 観光回復等に係る事業

3. 義援金の額 1口1万円とし、希望口数とします。

4. 税制上の処理

寄付金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。

【法人の場合】

一般寄附金は、損金算入限度額を超える金額は損金不算入となります。法人の場合、次の計算式で求められる限度額の範囲内で損金算入が認められます。

〈損金算入限度額の計算式〉

$(A \times \text{事業年数の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + B \times 2.5 / 100) \times 1/4 = \text{損金算入限度額}$

A：期末資本金の額等＝期末資本金の額＋資本準備金の額

B：所得金額＝法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄付金額（注）

（注） 所得金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算する。

[例1] 資本金の額等（A）が10億円、所得金額（B）が1億円の会社の場合

$(10 \text{ 億円} \times 12 / 12 \times 2.5 / 1000 + 1 \text{ 億円} \times 2.5 / 100) \times 1/4 = 125 \text{ 万円}$

[例2] 資本金の額等（A）が1億円、所得金額（B）が1千万円の会社の場合

$(1 \text{ 億円} \times 12 / 12 \times 2.5 / 1000 + 1 \text{ 千万円} \times 2.5 / 100) \times 1/4 = 12.5 \text{ 万円}$

[例3] 資本金の額等（A）が2千万円、所得金額（B）が1千万円の会社の場合

$(2 \text{ 千万円} \times 12 / 12 \times 2.5 / 1000 + 1 \text{ 千万円} \times 2.5 / 100) \times 1/4 = 7.5 \text{ 万円}$

【個人の場合】

所得控除はありません。

【領収書の交付】

領収書は、義援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせていただきます。

5. 振込先口座

山口銀行小野田支店 普通預金 No.5095566

の とほんとうじしんぎえんきん おの だしょうこうかいぎしょ かいとう ふじたとしひこ
「能登半島地震義援金 小野田商工会議所 会頭 藤田敏彦」